

令和 8 年第 6 回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室 2・3
- 3 委 員 農業委員 19 名
農地利用最適化推進委員 18 名
- 4 出席した農業委員 19 名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視	5 番委員	荒井 重隆	6 番委員	大島 光信
7 番委員	庄司 遼	8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一	11 番委員	渡部 一夫	12 番委員	折笠 康裕
13 番委員	佐野 和枝	14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也	17 番委員	手代木 久司	18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17 名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄	5 番委員	山田 千代志	6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
10 番委員	高橋 一浩	11 番委員	島影 盛継		
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0 名

欠席した農地利用最適化推進委員 1 名

12 番委員	本田 武史				

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	田尻 昭博				
----	-------	--	--	--	--

議長（会長）	<p>只今より、会津若松市農業委員会令和8年第6回総会を開会いたします。本日、出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。</p> <p>次に、本日の会議日程について申し上げます。</p> <p>日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。</p>
議長（会長）	<p>次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。</p> <p>農業委員17番、手代木 久司 委員、同じく1番、長谷川 泰道 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の2ページをお開きください。</p> <p>議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、湊班担当委員より1番について報告願います。</p>
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	<p>農業委員10番、室野井より、議案第23号の1番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、6月16日午後5時から、湊班委員4名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、高野班担当委員より2番について報告願います。</p>
(農業委員4番) 春日部 一視 委員	<p>農業委員4番、春日部より、議案第23号の2番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>2番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、6月17日午後5時から、高野班委員3名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>最後に、神指班担当委員より3番から7番について報告願います。</p>

(農業委員3番) 古川 正俊 委員	<p>農業委員3番、古川より、議案第23号の3番から7番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>3番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、4番から6番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>7番の案件は、特定非営利活動法人への賃借権の設定について許可しようとするものです。なお、7番の案件は、許可要件のうち、全部効率利用要件と農作業常時従事要件は適用除外となるものです。</p> <p>なお、現地調査は、6月20日午前9時から、神指班委員2名が、農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第24号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。</p> <p>（※議事参与の制限により退席2名）</p> <p>農業委員 8番 二瓶 正貴 委員 農業委員 10番 室野井 健一 委員</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の11ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものと規定されており、令和8年6月4日付け、8農政第381号にて会津若松市長より意見を求められております。</p> <p>詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>次に、農政部の詳細説明を求めます。</p>
農政部農政課	<p>農政課の田尻と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第24号農用地利用促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>6月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が21件、再設定が2件となり、対象となる地域計画のエリアは8地区です。</p> <p>12ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。</p> <p>エリアの内訳につきましては、日橋地区、川南地区、一箕地区、神指地区、町北地区、大戸地区、湊地区になります。</p> <p>なお、湊町赤井地区、大戸香塩地区につきましては、地域全体で中間管理</p>

農政部農政課	<p>機構を活用した集積に取り組んでおり、既存の契約が満期を迎えることから、新たに中間管理権を設定するものです。</p> <p>続きまして、20 ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。エリアの内訳につきましては、町北地区、館ノ内地区、川南地区になります。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。</p> <p>それでは、南四合・町北、高野、湊、神指、大戸、川南、館ノ内、日橋の各班において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。</p> <p>（退席した委員が入室）</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の 21 ページをお開きください。</p> <p>議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図るため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することについて、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、本件について、大戸班担当委員の調査報告を求めます。</p>
(農業委員 2 番) 大竹 吉弘 委員	<p>農業委員 2 番、大竹より、議案第 25 号の 1 番について報告いたします。</p> <p>申出の内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件は、地域計画において農業を担うものとして位置付けられている農業者へ農地を譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請しようとするものです。</p> <p>なお、6 月 18 日午前 8 時 30 分から、大戸班委員 2 名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>大戸班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>

議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、これを原案のとおり、決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、原案のとおり決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第 26 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の 23 ページをお開きください。</p> <p>議案第 26 号、租税特別措置法第 70 条の 6 の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてであります。</p> <p>この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用されている相続人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間に於いて農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、南四合・町北班担当委員より 1 番について報告願います。</p>
(農業委員 6 番) 大島 光信 委員	<p>農業委員 6 番、大島より、議案第 26 号の 1 番、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明書を交付しようとするものです。</p> <p>調査年月日は、6 月 15 日午前 11 時より、南四合・町北班担当委員 3 名が、申請書記載内容の確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議ないものと認められましたので報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、門田班担当委員より 2 番について報告願います。</p>
(農業委員 7 番) 庄司 遼 委員	<p>農業委員 7 番、庄司より、議案第 26 号の 2 番、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明書を交付しようとするものです。</p> <p>調査年月日は、6 月 21 日午前 9 時 30 分より、門田班担当委員 3 名が、申請書記載内容の確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議ないものと認められましたので報告します。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございますか。</p>

議長（会長）	<p>（なしの声あり）</p> <p>それではお諮りいたします。議案第 26 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書については、これを交付することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 26 号については、原案のとおり決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、報告第 23 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理については、一括して事務局から報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の 24 ページをお開きください。</p> <p>報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。</p> <p>これらの 7 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>次に、総会資料の 26 ページをお開きください。</p> <p>報告第 23 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理についてであります。</p> <p>届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。</p> <p>なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。以上、報告第 22 号及び第 23 号については、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものです。報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告第 22 号と第 23 号については、報告のとおりご了承願います。</p> <p>以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>（午後 1 時 53 分閉会を宣言する）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 6 月 25 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 17 番 手代木 久 司

農業委員 1 番 長谷川 泰 道